

各関係団体等の長 様

栃木県保健福祉部長

新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者に対する待機期間の短縮について

新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、格別の御理解、御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、このことについて、令和 4 年 3 月 16 日付け（令和 4 年 7 月 22 日一部改正）厚生労働省事務連絡「B.1.1.529 系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」により、濃厚接触者の待機期間を原則 5 日間で 6 日目に解除とする旨が示されたところです。

つきましては、本日から濃厚接触者の特定と行動制限の取扱いを下記のとおり変更しますので、貴団体員等に対する周知について御協力くださるようお願いいたします。

なお、本通知における運用により、「濃厚接触者の待機期間及び無症状患者の療養解除基準の短縮について」（令和 4 (2022) 年 1 月 29 日付け栃木県保健福祉部長通知）は廃止します。

記

○濃厚接触者の特定と行動制限の取扱いについて（下線部が変更点）

	濃厚接触者の特定	待機期間	待機期間の特例
(1)同一世帯内で感染者が発生した場合	保健所が濃厚接触者を特定し行動制限を求める。  ※詳細な聴取り調査を行わない場合においても、同一世帯内の全ての同居者は基本的に濃厚接触者として取り扱う。	原則 5 日間（6 日目に解除）。ただし、 <u>2・3 日目に抗原定性検査キットで陰性確認した場合、3 日目から解除可能とする</u> （7 日間は検温など自身による健康状態の確認等を求める）。	
(2)入院医療機関、高齢者・障害児者入所施設で感染者が発生した場合			待機期間中においても、一定の条件の下、毎日の検査による陰性確認によって業務に従事可能である。
(3)保育所、幼稚園、小学校等で感染者が発生した場合	保育所、幼稚園、小学校等が「濃厚に接触した者」を特定し行動制限を求める。		

	濃厚接触者の特定	待機期間	待機期間の特例
(4)事業所等で感染者が発生した場合 ((2)、(3)の場合を除く)	保健所が一律に濃厚接触者の特定や行動制限を求めることはせず、事業所等も「濃厚に接触した者」の特定や出勤を含む外出の制限を求める必要はない。		

○補足事項

- ・事業所等に対し、事業所等で感染者と接触のあった者は、一定の期間（7日間を目安とする）、ハイリスク者との接触や不特定多数の者が集まる飲食や大規模イベントの参加等の感染リスクの高い行動を控えること等を事業所内に周知するよう呼びかけを行う。
- ・クラスターの発生時などさらなる感染対策の必要性が認められる場合には、上記にかかわらず保健所による積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定を行う場合がある。

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局  
 栃木県新型コロナウイルス生活相談センター  
 TEL 0570-666-983